

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
食品衛生関係行政処分等事務処理要領	食品衛生関係行政処分等事務処理要領
第1章 総則	第1章 総則
第1条 目的	第1条 目的
第2条 基本原則	第2条 基本原則
第3条 定義	第3条 定義
第2章 行政処分に係る事務手続き	第2章 行政処分に係る事務手続き
第4条 違反事実の確認等	第4条 違反事実の確認等
第5条 行政処分の決定	第5条 行政処分の決定
第6条 違反事実の報告等	第6条 違反事実の報告等
第7条 行政処分の執行	第7条 行政処分の執行
第3章 行政処分の基準及び内容	第3章 行政処分の基準及び内容
第8条 行政処分の基準	第8条 行政処分の基準
第9条 食中毒等に対する措置	第9条 食中毒等に対する措置
第10条 違反食品等に対する措置	第10条 <u>衛生法第6条</u> 違反等に対する措置
第11条 比較的軽微な違反に対する措置	第11条 比較的軽微な違反に対する措置
第12条 緊急を要する場合の措置	第12条 緊急を要する場合の措置
第13条 衛生法に基づく営業許可の取消し	第13条 衛生法 <u>又は条例</u> に基づく営業許可の取消し
第14条 衛生法に基づく営業の禁止	第14条 衛生法 <u>又は条例</u> に基づく営業の禁止
第15条 衛生法に基づく営業の停止	第15条 衛生法 <u>又は条例</u> に基づく営業の停止
第16条 衛生法に基づく措置命令	第16条 衛生法に基づく措置命令
第17条 衛生法に基づく改善命令	第17条 衛生法 <u>又は条例</u> に基づく改善命令
第18条 衛生法に基づく検査命令	第18条 衛生法に基づく検査命令
第19条 準用	第19条 準用
第20条 表示法に基づく指示に係る措置命令	第20条 表示法に基づく指示に係る措置命令
第21条 表示法に基づく回収等命令	第21条 表示法に基づく回収等命令
第4章 雑則	第4章 雑則
第22条 違反食品等の転用	第22条 違反食品等の転用
第23条 行政処分の履行確認	第23条 行政処分の履行確認
第24条 行政処分の解除	第24条 行政処分の解除
第25条 行政処分結果の記録	第25条 行政処分結果の記録
第26条 告発	第26条 告発
第27条 意見陳述の機会の付与	第27条 意見陳述の機会の付与

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>第 28 条 食肉衛生検査所長に係わる行政処分</p> <p>附則</p> <p>別表 行政処分の基準</p> <p>別記様式第 1 号 (営業停止・禁止・許可の取消し命令書)</p> <p>別記様式第 1 号の 2 (営業<u>以外</u>の食品供与施設の食事の供給禁止・停止命令書)</p> <p>別記様式第 2 号 (廃棄命令書)</p> <p>別記様式第 3 号 (措置命令書)</p> <p>別記様式第 4 号 (回収命令書)</p> <p>別記様式第 5 号 (改善命令書)</p> <p>別記様式第 5 号の 2 (改善命令書)</p> <p>別記様式第 6 号 (検査命令書)</p> <p>別記様式第 7 号 (解除命令書)</p> <p>別記様式第 8 号 (聴聞について (通知))</p> <p>別記様式第 9 号 (弁明の機会の付与について (通知))</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要領は、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号。以下「衛生法」という。) 第 26 条若しくは第 59 条から第 61 条又は食品表示法 (平成 25 年法律第 70 号。以下「表示法」という。) 第 6 条に基づき、回収、業務の停止命令その他の<u>必要な処分を行う場合の事務処理について必要な事項を定めることにより、食品衛生上の危害の除去及び危害の拡大防止並びに行政処分等の公正な実施を図ることを目的とする。</u></p> <p>(基本原則)</p> <p>第 2 条 行政処分は、事前の調査を的確かつ迅速に実施し、危害の除去、危害の発生の防止または拡大の防止を図るために行うものでなければならない。</p> <p>2 行政処分の軽重は、その事例が社会、公共に及ぼす影響の度合い等に相応したものであって、必要最小限度のものでなければならない。</p> <p>3 処分にあつては、その実効性を確保するために必要な処置を的確かつ厳正に</p>	<p>第 28 条 食肉衛生検査所長に係わる行政処分</p> <p>附則</p> <p>別表 行政処分の基準</p> <p>別記様式第 1 号 (営業停止・禁止・許可の取消し命令書)</p> <p>別記様式第 1 号の 2 (営業外食品供与施設の食事の供給禁止・停止命令書)</p> <p>別記様式第 2 号 (廃棄命令書)</p> <p>別記様式第 3 号 (措置命令書)</p> <p>別記様式第 4 号 (回収命令書)</p> <p>別記様式第 5 号 (改善命令書)</p> <p>別記様式第 5 号の 2 (改善命令書)</p> <p>別記様式第 6 号 (検査命令書)</p> <p>別記様式第 7 号 (解除命令書)</p> <p>別記様式第 8 号 (聴聞について (通知))</p> <p>別記様式第 9 号 (弁明の機会の付与について (通知))</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要領は、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号。以下「衛生法」という。) 第 26 条及び第 54 条から第 56 条まで、並びに食品衛生に関する条例 (昭和 25 年長野県条例第 55 号。以下「条例」という。) 第 5 条に基づき、<u>営業許可の取消し、営業の禁停止命令その他の処分を行う場合、又は食品表示法 (平成 25 年法律第 70 号。以下「表示法」という。) 第 6 条に基づき、回収、業務の停止命令その他の処分を行う場合の事務処理について必要な事項を定めることにより、食品衛生上の危害の除去及び危害の拡大防止並びに行政処分等の公正な実施を図ることを目的とする。</u></p> <p>(基本原則)</p> <p>第 2 条 行政処分は、事前の調査を的確かつ迅速に実施し、危害の除去、危害の発生の防止または拡大の防止を図るために行うものでなければならない。</p> <p>2 行政処分の軽重は、その事例が社会、公共に及ぼす影響の度合い等に相応したものであって、必要最小限度のものでなければならない。</p> <p>3 処分にあつては、その実効性を確保するために必要な処置を的確かつ厳正に</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>行わなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要領において「行政処分」とは、次の各号に掲げる命令その他の処分をいう。</p> <p>(1) 衛生法</p> <p>ア 検査命令 衛生法第26条第1項の規定に基づき食品等の製造業者又は加工業者に対し、検査を受けるべきことを命ずること。</p> <p>イ 措置命令 衛生法第<u>59条</u> (衛生法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む)の規定に基づき営業者又は食品衛生監視員に食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずること。</p> <p>ウ 営業許可の取消し 衛生法第<u>60条</u>又は第<u>61条</u>の規定に基づき衛生法第<u>55条</u>第1項の許可を受けた者の許可を取り消すこと。</p> <p>エ 営業の禁止 衛生法第<u>60条</u>又は第<u>61条</u> (衛生法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む)の規定に基づき営業者に対し、営業の全部若しくは一部を禁止すること。</p> <p>オ 営業の停止 衛生法第<u>60条</u>又は第<u>61条</u> (衛生法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む)の規定に基づき営業者に対し、期間を定めて営業の全部若しくは一部を停止すること。</p> <p>カ 改善命令 衛生法第<u>61条</u> (衛生法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む)の規定に基づき営業者に対し、衛生法第<u>54条</u>の規定による施設基準に適合させるよう改善を命ずること。</p> <p>(2) 表示法</p> <p>ア 指示に係る措置命令 表示法第6条第1項又は第3項の規定に基づき食品関連事業者等に対し、表示法第4条第1項第1号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)が表示されていない食品を販売し、又は表示法第4条第1項第2号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守すべき旨の指示に係る措置をとらなかったときに、表示法第6条第5項の規定に基づきその食品関連事業者等に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>イ 回収等命令 表示法第6条第8項の規定に基づき食品関連事業者等</p>	<p>行わなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要領において「行政処分」とは、次の各号に掲げる命令その他の処分をいう。</p> <p>(1) 衛生法</p> <p>ア 検査命令 衛生法第26条第1項の規定に基づき食品等の製造業者又は加工業者に対し、検査を受けるべきことを命ずること。</p> <p>イ 措置命令 衛生法第<u>54条</u>の規定に基づき営業者又は食品衛生監視員に食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずること。</p> <p>ウ 営業許可の取消し 衛生法第<u>55条</u>から第<u>56条</u>まで及び条例第5条の規定に基づき衛生法第<u>52条</u>第1項又は条例第2条の許可を受けた者の許可を取り消すこと。</p> <p>エ 営業の禁止 衛生法第<u>55条</u>から第<u>56条</u>まで及び条例第5条の規定に基づき営業者に対し、営業の全部若しくは一部を禁止すること。</p> <p>オ 営業の停止 衛生法第<u>55条</u>から第<u>56条</u>まで及び条例第5条の規定に基づき営業者に対し、期間を定めて営業の全部若しくは一部を停止すること。</p> <p>カ 改善命令 衛生法第<u>56条</u>及び条例第5条第1項の規定に基づき営業者に対し、衛生法第<u>51条</u>又は条例第3条の規定による施設基準に適合させるよう改善を命ずること。</p> <p>(2) 表示法</p> <p>ア 指示に係る措置命令 表示法第6条第1項又は第3項の規定に基づき食品関連事業者等に対し、表示法第4条第1項第1号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)が表示されていない食品を販売し、又は表示法第4条第1項第2号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守すべき旨の指示に係る措置をとらなかったときに、表示法第6条第5項の規定に基づきその食品関連事業者等に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>イ 回収等命令 表示法第6条第8項の規定に基づき食品関連事業者等</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>に対し、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、食品又は添加物の回収その他必要な措置を取るべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。</p> <p>2 この要領において「食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」、「食品衛生」、「営業」及び「営業者」とは、衛生法第4条各項にそれぞれ規定された用語の定義による。</p> <p>3 この要領において「食品関連事業者等」とは、表示法第2条第3項に規定された用語の定義による。</p> <p>4 この要領において「衛生事項」、「保健事項」、「特定事項」とは、食品表示法の執行マニュアル（平成27年3月消費者庁）（以下「マニュアル」という。）にそれぞれ規定された用語の定義による。</p> <p>5 この要領において「違反食品等」とは、衛生法第6条、<u>第7条第1項から第3項まで、第8条第1項、第9条第1項、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第17条第1項、第18条第2項若しくは第3項、第19条第2項、第20条、第25条第1項、第26条第4項の規定に違反する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は表示法第5条の規定に違反する食品若しくは添加物をいう。ただし、本要領で規定するのは表示法のうち、衛生事項又は特定事項（保健事項は除く。）に係るものに限る。</u></p>	<p>に対し、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、食品又は添加物の回収その他必要な措置を取るべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。</p> <p>2 この要領において「食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」、「食品衛生」、「営業」及び「営業者」とは、衛生法第4条各項にそれぞれ規定された用語の定義による。</p> <p>3 この要領において「食品関連事業者等」とは、表示法第2条第3項に規定された用語の定義による。</p> <p>4 この要領において「<u>衛生及び保健事項</u>」、「保健事項」、「特定事項」とは、食品表示法の執行マニュアル（平成27年3月消費者庁）（以下「マニュアル」という。）にそれぞれ規定された用語の定義による。</p> <p>5 この要領において「違反食品等」とは、衛生法第6条から第<u>10条まで、第11条第2項若しくは第3項、第16条、第17条第1項、第18条第2項、第19条第2項、第20条、第25条第1項、第26条第4項の規定に違反する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は表示法第5条の規定に違反する食品若しくは添加物をいう。ただし、本要領で規定するのは表示法のうち、<u>衛生及び保健事項（保健事項は除く。）</u>又は特定事項（保健事項は除く。）に係るものに限る。</u></p>
<p>第2章 行政処分に係る事務手続き （違反事実の確認等）</p> <p>第4条 食品衛生監視員は、衛生法第28条第1項、衛生法第30条第2項及び表示法第8条第1項の職務に関し、衛生法<u>又は表示法</u>に違反する事実（以下「違反事実」という。）を探知又は発見したときは、直ちに営業の場所、事務所、倉庫その他の場所を臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査するとともに、営業者等から事情聴取を行うこと等により、違反事実を確認するものとする。</p> <p>2 前項の違反事実の確認は、次の各号に定めるものにより行うものとする。 （1）試験検査を要するものにあつては、その検査成績書 （2）証拠を必要とするものにあつては、証拠となる物件</p>	<p>第2章 行政処分に係る事務手続き （違反事実の確認等）</p> <p>第4条 食品衛生監視員は、衛生法第28条第1項、衛生法第30条第2項及び表示法第8条第1項の職務に関し、衛生法、<u>表示法又は条例</u>に違反する事実（以下「違反事実」という。）を探知又は発見したときは、直ちに営業の場所、事務所、倉庫その他の場所を臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査するとともに、営業者等から事情聴取を行うこと等により、違反事実を確認するものとする。</p> <p>2 前項の違反事実の確認は、次の各号に定めるものにより行うものとする。 （1）試験検査を要するものにあつては、その検査成績書 （2）証拠を必要とするものにあつては、証拠となる物件</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>(3) <u>食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)</u> <u>第66条の2第1項若しくは第2項又は食品衛生法施行条例(平成11年長野県条例第51号。以下「施行条例」という。)</u> 第3条に規定する公衆衛生上<u>必要な措置の基準並びに施行条例第4条に規定する施設基準の違反に関するもの</u>にあつては、<u>令和3年4月9日付け3食生第22号健康福祉部長通知「食品衛生監視票と食品衛生監視指示票について」</u>に規定する食品衛生監視指示票(以下「監視指示票」という。)</p> <p>(4) その他関係帳簿書類</p> <p>3 違反事実の確認時期は、原則として次のいずれかの要件を満たしたときとする。ただし試験検査を要するものにあつては、結果が判明したときとする。</p> <p>(1) 患者の発生があり、その疾病が食中毒であると確認されたとき</p> <p>(2) 原因食品が特定又は推定可能となったとき</p> <p>(3) 責任(原因施設及び原因業者)の所在が明らかとなったとき</p> <p>4 食品衛生監視員は、違反事実を確認したときは、速やかに保健所長(地域保健法(昭和22年法律第101号)第10条に基づく保健所の長をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。</p> <p>5 保健所長は、前項の報告を受けたときは、不良食品等処理要領(平成4年5月15日制定)、食中毒処理要領(昭和62年3月2日制定)、食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針(平成27年3月消費者庁)(以下「命令等の指針」という。))及びマニュアルに基づき措置を講ずることとする。</p> <p>(行政処分の決定)</p> <p>第5条 保健所長は、違反事実の確認により違反内容が判明した場合において、検査命令、廃棄命令、措置命令、営業若しくは業務の禁止及び停止、又は改善命令を行う必要があると認めたときは、時機を失することなく処分を決定するものとする。</p> <p>(違反事実の報告等)</p> <p>第6条 保健所長は、不良食品等処理要領に基づき食品・生活衛生課長に、また、食中毒処理要領に基づき健康福祉部長に報告するものとする。</p> <p>(行政処分の執行)</p> <p>第7条 行政処分は、命令書を営業者等に手交することにより行うものとする。</p> <p>第3章 行政処分の基準及び内容 (行政処分の基準等)</p>	<p>(3) 食品衛生法施行条例(平成11年長野県条例第51号。以下「施行条例」という。)第3条に規定する公衆衛生上<u>講ずべき措置の基準並びに施行条例第4条又は条例第3条に規定する施設基準の違反に関するもの</u>にあつては、<u>平成27年7月16日付け27食生第179号健康福祉部長通知「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の施行に伴う基準の運用について」</u>に規定する食品衛生監視指示票(以下「監視指示票」という。))<u>及び施設の改善指示票(以下「改善指示票」という。)</u></p> <p>(4) その他関係帳簿書類</p> <p>3 違反事実の確認時期は、原則として次のいずれかの要件を満たしたときとする。ただし試験検査を要するものにあつては、結果が判明したときとする。</p> <p>(1) 患者の発生があり、その疾病が食中毒であると確認されたとき</p> <p>(2) 原因食品が特定又は推定可能となったとき</p> <p>(3) 責任(原因施設及び原因業者)の所在が明らかとなったとき</p> <p>4 食品衛生監視員は、違反事実を確認したときは、速やかに保健所長(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条に基づく保健所の長をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。</p> <p>5 保健所長は、前項の報告を受けたときは、不良食品等処理要領(平成4年5月15日制定)、食中毒処理要領(昭和62年3月2日制定)、食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針(平成27年3月消費者庁)(以下「命令等の指針」という。))及びマニュアルに基づき措置を講ずることとする。</p> <p>(行政処分の決定)</p> <p>第5条 保健所長は、違反事実の確認により違反内容が判明した場合において、検査命令、廃棄命令、措置命令、営業若しくは業務の禁止及び停止、又は改善命令を行う必要があると認めたときは、時機を失することなく処分を決定するものとする。</p> <p>(違反事実の報告等)</p> <p>第6条 保健所長は、不良食品等処理要領に基づき食品・生活衛生課長に、また、食中毒処理要領に基づき健康福祉部長に報告するものとする。</p> <p>(行政処分の執行)</p> <p>第7条 行政処分は、命令書を営業者等に手交することにより行うものとする。</p> <p>第3章 行政処分の基準及び内容 (行政処分の基準等)</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>第8条 衛生法第<u>59</u>条、第<u>60</u>条若しくは第<u>61</u>条又は表示法第6条に基づく行政処分は、原則として別表の行政処分の基準（以下「基準表」という。）の違反内容に応じた各欄に記載した処分によるものとする。</p> <p>2 この要領中の基準表は、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定に基づき定めた処分基準とする。</p> <p>3 衛生法第<u>59</u>条、第<u>60</u>条又は第<u>61</u>条に基づく行政処分をしようとする場合には、命令書に処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事項を具体的に明示するほか、営業停止命令にあっては、営業停止の日数を決定した根拠を併せて明示するものとする。 （食中毒等に対する措置）</p> <p>第9条 食中毒等健康被害が生じた違反その他重大な違反に対しては、その原因の除去及び衛生上の措置が図れるまでの間、原則として、基準表に基づき必要な行政処分を行うものとする。 （違反食品等に対する措置）</p> <p>第10条 不良食品等処理要領、<u>食中毒処理要領、命令等の指針及びマニュアル</u>に基づき措置を講ずることとする。ただし緊急を要するものにあつては、この限りでない。 （比較的軽微な違反に対する措置）</p> <p>第11条 比較的軽微な違反に対する措置は、原則として前条に定めるところによる。ただし、非常に軽微な違反であつて、即座に違反状態を改善できる場合は、口頭による指導にとどめることができる。 （緊急を要する場合の措置）</p> <p>第12条 保健所長は、食品衛生上の危害を除去するために緊急の必要があると認めるときは、営業者に対し食品衛生監視員によって口頭で衛生法第<u>59</u>条又は表示法第6条第8項に基づく当該危害を除去するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 前項の口頭による命令を行った場合には、事後、速やかに文書をもってその命令内容を被処分者に通知するものとする。 （衛生法に基づく営業許可の取消し）</p> <p>第13条 営業許可の取消しは、営業者が営業を継続させることが食品衛生上極めて危険であり、又、社会に及ぼす影響が大きい場合に行うものとする。</p>	<p>第8条 衛生法第<u>54</u>条、第<u>55</u>条若しくは第<u>56</u>条、表示法第6条又は<u>条例第5</u>条に基づく行政処分は、原則として別表の行政処分の基準（以下「基準表」という。）の違反内容に応じた各欄に記載した処分によるものとする。</p> <p>2 この要領中の基準表は、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項及び<u>長野県行政手続条例（平成8年長野県条例第1号）第13条第1項</u>の規定に基づき定めた処分基準とする。</p> <p>3 衛生法第<u>54</u>条、第<u>55</u>条若しくは第<u>56</u>条又は<u>条例第5</u>条に基づく行政処分をしようとする場合には、命令書に処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事項を具体的に明示するほか、営業停止命令にあっては、営業停止の日数を決定した根拠を併せて明示するものとする。 （食中毒等に対する措置）</p> <p>第9条 食中毒等健康被害が生じた違反その他重大な違反に対しては、その原因の除去及び衛生上の措置が図れるまでの間、原則として、基準表に基づき必要な行政処分を行うものとする。 （<u>衛生法第6条違反等</u>に対する措置）</p> <p>第10条 <u>衛生法第6条、第11条第2項若しくは第3項、第16条、第17条第1項、第18条第2項、第20条又は表示法第5条に違反した場合は、不良食品等処理要領及び食中毒処理要領に基づき処理するもの</u>とする。ただし緊急を要するものにあつては、この限りでない。 （比較的軽微な違反に対する措置）</p> <p>第11条 比較的軽微な違反に対する措置は、原則として前条に定めるところによる。ただし、非常に軽微な違反であつて、即座に違反状態を改善できる場合は、口頭による指導にとどめることができる。 （緊急を要する場合の措置）</p> <p>第12条 保健所長は、食品衛生上の危害を除去するために緊急の必要があると認めるときは、営業者に対し食品衛生監視員によって口頭で衛生法第<u>54</u>条又は表示法第6条第8項に基づく当該危害を除去するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 前項の口頭による命令を行った場合には、事後、速やかに文書をもってその命令内容を被処分者に通知するものとする。 （<u>衛生法又は条例</u>に基づく営業許可の取消し）</p> <p>第13条 営業許可の取消しは、営業者が営業を継続させることが食品衛生上極めて危険であり、又、社会に及ぼす影響が大きい場合に行うものとする。</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>2 営業許可の取消しは、「営業許可取消し命令書」(別記様式第1号)により行うものとする。 (衛生法に基づく営業の禁止)</p> <p>第14条 営業の禁止は、期間を定めては違反状態を除去することができない場合又は期間を定めて営業を停止することが不適当な場合に行うものとする。</p> <p>2 営業の禁止処分は、「営業禁止命令書」(別記様式第1号)により行うものとする。 (衛生法に基づく営業の停止)</p> <p>第15条 営業停止の日数は、基準表に定める日数の範囲内において、次に掲げる事項の実施に必要な日数により決定するものとする。</p> <p>(1) 試験検査等原因の究明及び原因の除去に要する日数 (2) 施設又は設備の改善及び違反食品等の回収に要する日数 (3) 施設の徹底した清掃及び消毒に要する日数 (4) 従業員の教育、衛生措置基準等の遵守に要する日数 (5) その他危害の発生又は拡大の防止のために必要な措置に要する日数 (6) (1)から(5)に係る保健所による確認に要する日数</p> <p>2 営業停止命令は、「営業停止命令書」(別記様式第1号)により行うものとする。 (衛生法に基づく措置命令)</p> <p>第16条 措置命令の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄命令 ア 保健所長は、違反食品等の改善、返品等によって衛生法第6条、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条若しくは第18条第2項若しくは第3項、第20条の規定又は第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した状態を解消できない場合には、営業者に対し当該違反食品等の廃棄を命ずるものとする。 イ 廃棄命令は、「廃棄命令書」(別記様式第2号)により行うものとする。 ウ 違反食品等を当該営業者に廃棄させることが不適当なとき、緊急を要するとき、又は営業者が廃棄命令に従わないときは、保健所長は食品・生活衛生課長と協議を行い、食品衛生監視員に廃棄させることができる。</p> <p>(2) 販売禁止命令 ア 保健所長は、違反食品等が販売の目的で陳列又は保管されている場合</p>	<p>2 営業許可の取消しは、「営業許可取消し命令書」(別記様式第1号)により行うものとする。 (衛生法又は条例に基づく営業の禁止)</p> <p>第14条 営業の禁止は、期間を定めては違反状態を除去することができない場合又は期間を定めて営業を停止することが不適当な場合に行うものとする。</p> <p>2 営業の禁止処分は、「営業禁止命令書」(別記様式第1号)により行うものとする。 (衛生法又は条例に基づく営業の停止)</p> <p>第15条 営業停止の日数は、基準表に定める日数の範囲内において、次に掲げる事項の実施に必要な日数により決定するものとする。</p> <p>(1) 試験検査等原因の究明及び原因の除去に要する日数 (2) 施設又は設備の改善及び違反食品等の回収に要する日数 (3) 施設の徹底した清掃及び消毒に要する日数 (4) 従業員の教育、衛生措置基準等の遵守に要する日数 (5) その他危害の発生又は拡大の防止のために必要な措置に要する日数 (6) (1)から(5)に係る保健所による確認に要する日数</p> <p>2 営業停止命令は、「営業停止命令書」(別記様式第1号)により行うものとする。 (衛生法に基づく措置命令)</p> <p>第16条 措置命令の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄命令 ア 保健所長は、違反食品等の改善、返品等によって衛生法第6条、第9条、第10条、第11条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項、第20条の規定又は第8条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した状態を解消できない場合には、営業者に対し当該違反食品等の廃棄を命ずるものとする。 イ 廃棄命令は、「廃棄命令書」(別記様式第2号)により行うものとする。 ウ 違反食品等を当該営業者に廃棄させることが不適当なとき、緊急を要するとき、又は営業者が廃棄命令に従わないときは、保健所長は食品・生活衛生課長と協議を行い、食品衛生監視員に廃棄させることができる。</p> <p>(2) 販売禁止命令 ア 保健所長は、違反食品等が販売の目的で陳列又は保管されている場合</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>には、営業者に対しそれらの販売の禁止を命ずるものとする。</p> <p>イ 販売禁止命令は、「販売禁止命令書（措置命令書）」（別記様式第3号）により行うものとする。</p> <p>(3) 使用禁止命令</p> <p>ア 保健所長は、違反食品等が製造、加工、調理等の目的で使用されている場合には、営業者に対しそれらの使用の禁止を命ずるものとする。</p> <p>イ 使用禁止命令は、「使用禁止命令書（措置命令書）」（別記様式第3号）により行うものとする。</p> <p>(4) 移動禁止命令</p> <p>ア 保健所長は、違反食品等の現状保管を必要とする場合には、営業者に対しそれらの移動の禁止を命ずるものとする。</p> <p>イ 移動禁止命令は、「移動禁止命令書（措置命令書）」（別記様式第3号）により行うものとする。</p> <p>(5) 回収命令</p> <p>ア 保健所長は、違反食品等が現に販売、製造の過程で流通している場合には、それらの回収を命ずるものとする。</p> <p>イ 回収命令は、「回収命令書」（別記様式第4号）により行うものとする。</p> <p>2 前号の販売禁止命令、使用禁止命令及び移動禁止命令を執行するに当たっては、食品衛生監視員は、違反食品等の品名、形態、容量、賞味（消費）期限、ロット番号、数量、保管場所等を確認するものとする。</p> <p>(衛生法に基づく改善命令)</p> <p>第17条 改善命令を行う場合には、予め営業許可を受けている者について、その営業の施設が衛生法第54条の規定による施設基準に違反した場合は、改善指示票によりその改善を指導する。</p> <p>ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>2 改善命令は、「改善命令書」（別記様式第5号）により行うものとする。</p> <p>(衛生法に基づく検査命令)</p> <p>第18条 保健所長は、検査命令を行う場合には、事前に食品・生活衛生課長と協議するものとする。</p> <p>2 検査命令は、「検査命令書」（別記様式第6号）により行うものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第19条 この要領の規定は、衛生法第68条の場合について準用する。</p>	<p>には、営業者に対しそれらの販売の禁止を命ずるものとする。</p> <p>イ 販売禁止命令は、「販売禁止命令書（措置命令書）」（別記様式第3号）により行うものとする。</p> <p>(3) 使用禁止命令</p> <p>ア 保健所長は、違反食品等が製造、加工、調理等の目的で使用されている場合には、営業者に対しそれらの使用の禁止を命ずるものとする。</p> <p>イ 使用禁止命令は、「使用禁止命令書（措置命令書）」（別記様式第3号）により行うものとする。</p> <p>(4) 移動禁止命令</p> <p>ア 保健所長は、違反食品等の現状保管を必要とする場合には、営業者に対しそれらの移動の禁止を命ずるものとする。</p> <p>イ 移動禁止命令は、「移動禁止命令書（措置命令書）」（別記様式第3号）により行うものとする。</p> <p>(5) 回収命令</p> <p>ア 保健所長は、違反食品等が現に販売、製造の過程で流通している場合には、それらの回収を命ずるものとする。</p> <p>イ 回収命令は、「回収命令書」（別記様式第4号）により行うものとする。</p> <p>2 前号の販売禁止命令、使用禁止命令及び移動禁止命令を執行するに当たっては、食品衛生監視員は、違反食品等の品名、形態、容量、賞味（消費）期限、ロット番号、数量、保管場所等を確認するものとする。</p> <p>(衛生法又は条例に基づく改善命令)</p> <p>第17条 改善命令を行う場合には、予め営業許可を受けている者について、その営業の施設が衛生法第51条又は条例第3条の規定による施設基準に違反した場合は、改善指示票によりその改善を指導する。</p> <p>ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>2 改善命令は、「改善命令書」（別記様式第5号）により行うものとする。</p> <p>(衛生法に基づく検査命令)</p> <p>第18条 保健所長は、検査命令を行う場合には、事前に食品・生活衛生課長と協議するものとする。</p> <p>2 検査命令は、「検査命令書」（別記様式第6号）により行うものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第19条 この要領の規定は、衛生法第62条の場合について準用する。</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>2 営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（以下、「<u>営業以外</u>の食品供与施設」という。）の食事の供給禁止命令又は食事の供給停止命令は、「食事の供給禁止・停止命令書」（別記様式第1号の2）により行うものとする。</p> <p>3 <u>営業以外</u>の食品供与施設の改善命令は、「改善命令書」（別記様式第5号の2）により行うものとする。</p> <p>4 衛生法第<u>68</u>条の場合について準用する前2項以外の措置は、その他の命令書の様式を準用して行うものとする。 （表示法に基づく指示に係る措置命令）</p> <p>第20条 保健所長は、表示法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく指示に係る措置をとらなかった場合には、食品関連事業者等に対し表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべきことを命令等の指針及びマニュアルに基づき命ずるものとする。</p> <p>2 命令は、マニュアルの別記様式4に準じて行うものとする。 （表示法に基づく回収等命令）</p> <p>第21条 保健所長は、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認める場合には、食品関連事業者等に対し、回収等を命令等の指針及びマニュアルに基づき命ずるものとする。</p> <p>2 回収等命令は、マニュアルの別記様式5に準じて行うものとする。</p> <p>3 回収等命令のうち、業務停止命令の日数は、基準表に定める日数の範囲内において、次に掲げる事項の実施に必要な日数により決定するものとする。</p> <p>（1）試験検査等原因の究明及び原因の除去に要する日数 （2）施設又は設備の改善及び違反食品等の回収に要する日数 （3）施設の徹底した清掃及び消毒に要する日数 （4）従業員の教育、表示基準等の遵守に要する日数 （5）その他危害の発生又は拡大の防止のために必要な措置に要する日数 （6）（1）から（5）に係る保健所による確認に要する日数</p> <p>第4章 雑 則 （違反食品等の転用）</p> <p>第22条 第16条及び第20条に定める命令のほか、違反食品等を食用以外に転用することにより、食品衛生上の危害を除去することができると思われる場合には、営業者からの申し立てに基づきこれを認めることができる。</p>	<p>2 営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（以下、「<u>営業外</u>食品供与施設」という。）の食事の供給禁止命令又は食事の供給停止命令は、「食事の供給禁止・停止命令書」（別記様式第1号の2）により行うものとする。</p> <p>3 営業外食品供与施設の改善命令は、「改善命令書」（別記様式第5号の2）により行うものとする。</p> <p>4 衛生法第<u>62</u>条の場合について準用する前2項以外の措置は、その他の命令書の様式を準用して行うものとする。 （表示法に基づく指示に係る措置命令）</p> <p>第20条 保健所長は、表示法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく指示に係る措置をとらなかった場合には、食品関連事業者等に対し表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべきことを命令等の指針及びマニュアルに基づき命ずるものとする。</p> <p>2 命令は、マニュアルの別記様式4に準じて行うものとする。 （表示法に基づく回収等命令）</p> <p>第21条 保健所長は、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認める場合には、食品関連事業者等に対し、回収等を命令等の指針及びマニュアルに基づき命ずるものとする。</p> <p>2 回収等命令は、マニュアルの別記様式5に準じて行うものとする。</p> <p>3 回収等命令のうち、業務停止命令の日数は、基準表に定める日数の範囲内において、次に掲げる事項の実施に必要な日数により決定するものとする。</p> <p>（1）試験検査等原因の究明及び原因の除去に要する日数 （2）施設又は設備の改善及び違反食品等の回収に要する日数 （3）施設の徹底した清掃及び消毒に要する日数 （4）従業員の教育、表示基準等の遵守に要する日数 （5）その他危害の発生又は拡大の防止のために必要な措置に要する日数 （6）（1）から（5）に係る保健所による確認に要する日数</p> <p>第4章 雑 則 （違反食品等の転用）</p> <p>第22条 第16条及び第20条に定める命令のほか、違反食品等を食用以外に転用することにより、食品衛生上の危害を除去することができると思われる場合には、営業者からの申し立てに基づきこれを認めることができる。</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>2 違反食品等の転用の申し立ては、転用方法等について不良食品等処理要領の8の(3)の「申立書」(処理要領 様式第5、6号)により具体的に記述させるものとする。</p> <p>3 保健所長は、当該措置の執行に当たって、必要に応じて食品衛生監視員を立ち合わせるものとする。 (行政処分の履行確認)</p> <p>第23条 食品衛生監視員は、行政処分の履行状況について確認を行い、保健所長に報告するものとする。 (行政処分の解除)</p> <p>第24条 営業の禁止及び措置命令の処分において、執行中にその目的が達せられ、命令の解除が必要と認められるに至ったときは、当該処分を解除するものとする。</p> <p>2 処分の解除は、「解除命令書」(別記様式第7号)を被処分者に交付して行うものとする。</p> <p>3 保健所長は、営業の禁止の解除が必要と判断されるに至ったときは、その旨食品・生活衛生課長に報告するものとする。 (行政処分結果の記録)</p> <p>第25条 食品衛生監視員は、行政処分に係る違反事実の概要、処分年月日、処分内容その他必要な事項を、保健医療情報システム又は<u>食品衛生申請等システム</u>により記録し保存するものとする。 (告発)</p> <p>第26条 保健所長は、違反事実が故意又は重大な過失により発生し、社会に与える影響が大きい場合であって、かつ、違反内容が悪質で罰則の必要があると認められたときは、事前に食品・生活衛生課長と協議し、営業者及び法人にあっては、その役員又はその使用人を告発するものとする。 (意見陳述の機会の付与)</p> <p>第27条 保健所長は、行政処分をしようとする場合には、行政手続法又は長野県行政手続条例に基づき、次のいずれかの区分に従い、意見陳述のための手続を行うものとする。ただし、公益上、緊急に行政処分をする必要がある場合又は意見陳述の手続を行うことができない場合は、当該手続を省略することができる。 (1) 聴聞 ア 衛生法第<u>60条</u>又は第<u>61条</u>の規定による許可の取消処分をしようとする</p>	<p>2 違反食品等の転用の申し立ては、転用方法等について不良食品等処理要領の8の(3)の「申立書」(処理要領 様式第5、6号)により具体的に記述させるものとする。</p> <p>3 保健所長は、当該措置の執行に当たって、必要に応じて食品衛生監視員を立ち合わせるものとする。 (行政処分の履行確認)</p> <p>第23条 食品衛生監視員は、行政処分の履行状況について確認を行い、保健所長に報告するものとする。 (行政処分の解除)</p> <p>第24条 営業の禁止及び措置命令の処分において、執行中にその目的が達せられ、命令の解除が必要と認められるに至ったときは、当該処分を解除するものとする。</p> <p>2 処分の解除は、「解除命令書」(別記様式第7号)を被処分者に交付して行うものとする。</p> <p>3 保健所長は、営業の禁止の解除が必要と判断されるに至ったときは、その旨食品・生活衛生課長に報告するものとする。 (行政処分結果の記録)</p> <p>第25条 食品衛生監視員は、行政処分に係る違反事実の概要、処分年月日、処分内容その他必要な事項を、保健医療情報システムにより記録し保存するものとする。 (告発)</p> <p>第26条 保健所長は、違反事実が故意又は重大な過失により発生し、社会に与える影響が大きい場合であって、かつ、違反内容が悪質で罰則の必要があると認められたときは、事前に食品・生活衛生課長と協議し、営業者及び法人にあっては、その役員又はその使用人を告発するものとする。 (意見陳述の機会の付与)</p> <p>第27条 保健所長は、行政処分をしようとする場合には、行政手続法又は長野県行政手続条例に基づき、次のいずれかの区分に従い、意見陳述のための手続を行うものとする。ただし、公益上、緊急に行政処分をする必要がある場合又は意見陳述の手続を行うことができない場合は、当該手続を省略することができる。 (1) 聴聞 ア 衛生法第<u>55条</u>、<u>第56条</u>又は<u>条例第5条</u>の規定による許可の取消処分を</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>るとき</p> <p>イ その他の聴聞の手続きを執ることが相当であると保健所長が認めるとき</p> <p>(2) 弁明の機会の付与</p> <p>(1) に該当しないとき</p> <p>2 聴聞を行うときは、「聴聞について(通知)」(別記様式第8号)により被処分者となるべき者に通知するものとする。</p> <p>3 弁明の機会の付与を行うときは、「弁明の機会の付与について(通知)」(別記様式第9号)により被処分者となるべき者に通知するものとする。</p> <p>(食肉衛生検査所長に係わる行政処分)</p> <p>第28条 食肉衛生検査所長が行う衛生法第59条の規定に基づく行政処分については、この要領の例によるものとする。</p> <p>附 則 (平成18年4月1日)</p> <p>この要領は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この要領施行日以前に確認された違反については適用しない</p> <p>附 則 (平成19年1月10日)</p> <p>この改正は、平成19年1月10日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年7月8日)</p> <p>この改正は、平成22年7月8日から施行する。</p> <p>附 則 (平成27年7月16日)</p> <p>この改正は、平成27年7月16日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年3月31日)</p> <p>この改正は、平成29年3月31日から施行する。</p> <p>附 則 (平成31年2月8日)</p> <p>この改正は、平成31年2月8日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年 月 日)</p> <p>この改正は、令和3年 月 日から施行し、令和3年6月1日から適用する。</p> <p><u>食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)附則第2条により「なお従前の例により当該営業を行うことができる」とされた営業者に対しては、令和3年6月1日施行の食品衛生法(以下「新法」という。)で新設された営業届出制度(新法第57条)及び食品等自主回収届出制度(新法第58条)を除き、改正</u></p>	<p>しようとするとき</p> <p>イ その他の聴聞の手続きを執ることが相当であると保健所長が認めるとき</p> <p>(2) 弁明の機会の付与</p> <p>(1) に該当しないとき</p> <p>2 聴聞を行うときは、「聴聞について(通知)」(別記様式第8号)により被処分者となるべき者に通知するものとする。</p> <p>3 弁明の機会の付与を行うときは、「弁明の機会の付与について(通知)」(別記様式第9号)により被処分者となるべき者に通知するものとする。</p> <p>(食肉衛生検査所長に係わる行政処分)</p> <p>第28条 食肉衛生検査所長が行う衛生法第54条の規定に基づく行政処分については、この要領の例によるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この要領施行日以前に確認された違反については適用しない</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成19年1月10日から施行する。</p> <p>この改正は、平成22年7月8日から施行する。</p> <p>この改正は、平成27年7月16日から施行する。</p> <p>この改正は、平成29年3月31日から施行する。</p> <p>この改正は、平成31年2月8日から施行する。</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p><u>前の食品衛生関係行政処分等事務処理要領を適用し、令和2年6月1日施行時点の食品衛生法の条番号に読み替えるものとする。</u></p>	

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新					旧				
別表 行政処分の基準					別表 行政処分の基準				
違反 条項	違反内容	処分 適用 条項	行政処分		違反 条項	違反内容	処分 適用 条項	行政処分	
			規定に違反したとき	営業が再開するまでの期間が予測できないとき、又はその状況が特殊で衛生上重大な影響を及ぼすおそれがあるとき				規定に違反したとき	営業が再開するまでの期間が予測できないとき、又はその状況が特殊で衛生上重大な影響を及ぼすおそれがあるとき
1 食品衛生法					1 食品衛生法				
第6条	不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満		第6条	不衛生な又は有毒有害物質を含む食品等の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満	
第7条第1項から第3項	新開発食品等の販売禁止	第60条	営業停止 1日以上10日未満		第7条第1項から第3項	新開発食品等の販売等	第55条	営業停止 1日以上10日未満	
第8条第1項	特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出	第60条	営業停止 1日以上10日未満		第8条第1項	特定の食品又は添加物の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	
第9条第1項	特定の食品又は添加物の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満		第9条	病肉等の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満	
第10条	病肉等の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満		第10条	指定外添加物等の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満	
第11条	重要工程管理の措置が講じられた食品又は添加物以外の輸入の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満		第11条第2項	規格又は基準に合わない食品等の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	
第12条	添加物等の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満		第16条	有害な器具等の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	
第13条第2項又は第3項	基準又は規格に合わない食品又は添加物の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満		第17条第1項	特定の器具又は容器包装の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	
第16条	有害な器具又は容器包装の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満		第18条第2項	規格又は基準に合わない器具等の販売等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	営業禁止
第17条第1項	特定の器具又は容器包装の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満		第19条第2項	表示の基準に合わない食品等の販売等の禁止	第55条	営業停止 1日以上5日未満	営業許可の取消し
第18条第2項又は第3項	規格又は基準に合わない器具又は容器包装の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	営業禁止	第20条	虚偽又は誇大な表示等の禁止	第54条 第55条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上5日未満	営業許可の取消し
第19条第2項	表示の基準に合わない器具又は容器包装の販売等の禁止	第60条	営業停止 1日以上5日未満	営業許可の取消し	第25条第1項	製品検査合格表示のない食品等の販売等の禁止	第55条	営業停止 1日以上10日未満	
第20条	虚偽表示等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上5日未満		第26条第4項	検査命令未対応食品等の販売等の禁止	第55条	営業停止 1日以上10日未満	
第25条第1項	製品検査合格の表示がない食品等の販売等の禁止	第60条	営業停止 1日以上10日未満		第48条第1項	選任の食品衛生管理者の設置義務	第55条	営業停止 1日以上5日未満	
第26条第4項	検査合格以外の食品等の販売等の禁止	第60条	営業停止 1日以上10日未満		第50条第3項	衛生基準の遵守義務 ^{※1}	第55条	営業停止 1日以上10日未満	
第48条第1項	食品衛生管理者の設置義務	第60条	営業停止 1日以上5日未満		第51条	営業施設の基準適合	第56条	改善命令 営業停止 1日以上10日未満	
第50条第2項	有毒、有害物質の混入防止措置基準の遵守義務	第60条	営業停止 1日以上10日未満		第52条第2項第1号又は第3号	営業許可の欠格条項	第55条	営業停止 1日以上10日未満	
第51条第2項	公衆衛生上必要な措置の策定又は遵守義務 ^{※1}	第60条	営業停止 1日以上10日未満		第52条第3項	営業の許可条件	第55条	営業停止 1日以上10日未満	
第52条第2項	器具又は容器包装の衛生管理の基準の遵守義務	第60条	営業停止 1日以上10日未満		※別紙「衛生基準のチェック事項」参照				
第53条第1項	規格に適合した器具又は容器包装である旨の説明義務	第60条	営業停止 1日以上10日未満		違反 条項	違反内容	処分 適用 条項	行政処分 規定に違反したとき	
第54条	営業施設の基準	第61条	改善命令 営業停止 1日以上10日未満		2 食品表示法				
第55条第2項第1号又は第3号	営業許可の欠格条項	第60条	営業停止 1日以上10日未満		第5条	食品表示基準に従った表示がされていない食品及び添加物の販売禁止	第6条第5項 第6条第8項	措置命令 回収その他必要な措置命令 業務停止 1日以上5日未満	
第55条第3項	営業の許可条件	第60条	営業停止 1日以上10日未満		違反 条項	違反内容	処分 適用 条項	行政処分 規定に違反したとき	
※1：令和3年3月26日薬生食監発0326第5号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知の別添3「食品衛生監視票の評価の考え方」参照					3 食品衛生に関する条例				
※2：衛生法第55条第1項の規定に基づく、許可を受けている場合に適用する。					第3条第1項				
違反 条項	違反内容	処分 適用 条項	行政処分 規定に違反したとき		違反 条項	違反内容	処分 適用 条項	行政処分 規定に違反したとき	
2 食品表示法					3 食品衛生に関する条例				
第5条	食品表示基準に従った表示がされていない食品及び添加物の販売禁止	第6条第5項 第6条第8項	措置命令 回収その他必要な措置命令 業務停止 1日以上5日未満		第3条第1項	営業施設の基準適合	第5条	改善命令 営業停止 1日以上10日未満	
第3条第1項	営業許可の欠格条項	第60条	営業停止 1日以上10日未満		第3条第2項第1号又は第3号	営業許可の欠格条項	第5条	営業停止 1日以上10日未満	営業禁止
第3条第4項	営業の許可条件	第60条	営業停止 1日以上10日未満		第3条第4項	営業の許可条件	第5条	営業停止 1日以上10日未満	営業許可の取消し
3 削除									

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧																																																																																	
<p>削除</p>	<p style="text-align: center;">別表 行政処分の基準 衛生基準のチェック事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>チェック基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般事項</td> <td>計画的衛生管理</td> <td>・衛生管理計画が定められていない</td> </tr> <tr> <td>洗浄・消毒方法の規定、手順書の作成</td> <td>・適切な清掃、洗浄、消毒方法及びそれらの手順が規定されていない</td> </tr> <tr> <td>能力に応じた食品の取扱</td> <td>・能力以上の食品の取扱いが認められる ・受注管理が適切でない</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">施設の衛生管理</td> <td>施設及び周辺の清掃衛生</td> <td>・作業終了後の清掃が毎日行われず、施設内外の整理が実施されていない</td> </tr> <tr> <td>必要のない物品の除去</td> <td>・器具類以外の製造、加工、調理等に必要のない物品が設置されている</td> </tr> <tr> <td>壁、天井、床の清潔</td> <td>・油污れ、水たまり、カビの発生、塗装のはがれ等が認められる</td> </tr> <tr> <td>採光・照明、換気、通風</td> <td>・採光・照明が十分でなく、衛生管理に支障がある ・作業場内が高湿、多湿で衛生管理に支障がある</td> </tr> <tr> <td>動物立入禁止</td> <td>・作業場内に動物（犬、猫等愛玩動物等で、活魚等食材となる動物は除く）の立入が認められる</td> </tr> <tr> <td>窓、出入口の開放禁止</td> <td>・窓や出入口が開放されている</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の流出防止と排水溝の整備清掃</td> <td>・排水溝や、グリストラップ等の清掃を実施していない</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">食品の取扱設備等の衛生管理</td> <td>便所の清潔・消毒</td> <td>・便所が不潔で、消毒をしていない</td> </tr> <tr> <td>おう吐があった場合の適切な消毒</td> <td>・おう吐があった場合の適切な消毒が行われていない</td> </tr> <tr> <td>機械器具類の専用使用</td> <td>・まな板等の器具、機械類が目的別に専用で使用されず、衛生上支障がある</td> </tr> <tr> <td>機械器具類、分解部品の洗浄・消毒、衛生的保管</td> <td>・機械器具類、分解部品の洗浄と消毒を適正に実施していない ・機械器具類等が露出保管され、衛生上に支障がある（水切り中のものは除く）</td> </tr> <tr> <td>機械器具類の点検・補修整備</td> <td>・機械器具類に故障破損等が認められる</td> </tr> <tr> <td>機械器具類用洗浄剤の適正使用</td> <td>・機械器具類の汚れが除去できていない ・洗浄剤の種類、濃度等が適切でない</td> </tr> <tr> <td>計器類、殺菌装置等点検・記録</td> <td>・温度計等の計器類に故障が認められる ・点検記録がない</td> </tr> <tr> <td>食品取扱器具類の適正消毒・乾燥</td> <td>・食品取扱器具類の適切な消毒が行われていない ・消毒後、乾燥させず保管している</td> </tr> <tr> <td>手指消毒液の管理</td> <td>・石けん、消毒液等がない ・手洗い設備が使用できる状態でない</td> </tr> <tr> <td>食品、器具・容器の洗浄・消毒設備の清潔</td> <td>・洗浄設備、消毒設備に汚染が認められる</td> </tr> <tr> <td>清掃用機器は専用場所で衛生的保管</td> <td>・専用の場所に目的別に保管されていない ・清掃用機器の保管が衛生的でない</td> </tr> <tr> <td>洗浄剤等の適正使用と食品への混入防止</td> <td>・洗浄剤、消毒剤等が適切に保管されず、食品への混入の恐れがある</td> </tr> <tr> <td>放射線量の確認記録（食品の放射線照射業）</td> <td>・確認記録がない、又は記録を2年間保存していない</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ねずみ及び昆虫対策</td> <td>繁殖場所の排除、侵入防止</td> <td>・ねずみ及び昆虫、又はそれらの死骸、糞、足跡等が認められる ・屋外の生ゴミ置場でハエ等が集まっている ・開放する窓に網戸が設置されていない</td> </tr> <tr> <td>定期的な駆除・記録</td> <td>・ねずみ及び昆虫の駆除を実施していない ・実施した駆除作業の記録を1年間保存していない</td> </tr> <tr> <td>殺虫剤等による食品、器具・容器の汚染防止</td> <td>・殺虫剤等の使用時に、食品等への汚染のおそれがある ・ジクロロス蒸散剤等殺虫剤を厨房内、食堂内で使用している</td> </tr> <tr> <td>原材料、製品、包装資材の汚染防止</td> <td>・包装資材が衛生的に保管されていない ・原材料及び包装資材等がねずみ等にかじられた形跡がある、又はねずみ等の糞等が混入している</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">廃棄物及び排水の取扱い</td> <td>廃棄物、排水の適正処理</td> <td>・廃棄物を処理せず、放置している ・排水が滞り、適正な処理が行われていない</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理手順の規定</td> <td>・廃棄物の保管及び廃棄等の処理方法等の手順が規定されていない</td> </tr> <tr> <td>廃棄物容器の清潔・密閉</td> <td>・廃棄物容器の破損、外面の汚れ、悪臭等が認められる ・廃棄物容器を密閉せず、汚液、汚臭が漏れている</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の保管場所の管理</td> <td>・廃棄物保管場所が汚液等で汚染されている</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">使用水の管理等</td> <td>水道水以外の水質検査の実施・記録</td> <td>・水質検査を実施していない ・検査記録を1年間保存していない</td> </tr> <tr> <td>飲用不適時の届出、指示に基づく措置</td> <td>・飲用不適の水を使用している ・飲用不適になった場合に、保健所に届出をしていない ・保健所長の指示に従った措置をしていない</td> </tr> <tr> <td>貯水槽の清掃、清潔・汚染防止</td> <td>・1年以内毎に1回清掃をしていない ・貯水槽に雨水が入り込む構造、又は破損があるなど、外部からの汚染防止対策がされていない</td> </tr> <tr> <td>滅菌、浄水装置の正常動作確認・記録</td> <td>・滅菌装置の作動を残留塩素の測定（残留塩素0.1ppm以上）等により確認していない ・浄水装置（細菌用ろ過筒による装置以上の性能のもの）を使用している場合に、年1回細菌検査等により正常動作を確認していない</td> </tr> <tr> <td>飲食用水の衛生管理</td> <td>・製氷のための使用水を管理していない ・製氷機内が、カビ、異物等で汚染されている</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	チェック基準	一般事項	計画的衛生管理	・衛生管理計画が定められていない	洗浄・消毒方法の規定、手順書の作成	・適切な清掃、洗浄、消毒方法及びそれらの手順が規定されていない	能力に応じた食品の取扱	・能力以上の食品の取扱いが認められる ・受注管理が適切でない	施設の衛生管理	施設及び周辺の清掃衛生	・作業終了後の清掃が毎日行われず、施設内外の整理が実施されていない	必要のない物品の除去	・器具類以外の製造、加工、調理等に必要のない物品が設置されている	壁、天井、床の清潔	・油污れ、水たまり、カビの発生、塗装のはがれ等が認められる	採光・照明、換気、通風	・採光・照明が十分でなく、衛生管理に支障がある ・作業場内が高湿、多湿で衛生管理に支障がある	動物立入禁止	・作業場内に動物（犬、猫等愛玩動物等で、活魚等食材となる動物は除く）の立入が認められる	窓、出入口の開放禁止	・窓や出入口が開放されている	廃棄物の流出防止と排水溝の整備清掃	・排水溝や、グリストラップ等の清掃を実施していない	食品の取扱設備等の衛生管理	便所の清潔・消毒	・便所が不潔で、消毒をしていない	おう吐があった場合の適切な消毒	・おう吐があった場合の適切な消毒が行われていない	機械器具類の専用使用	・まな板等の器具、機械類が目的別に専用で使用されず、衛生上支障がある	機械器具類、分解部品の洗浄・消毒、衛生的保管	・機械器具類、分解部品の洗浄と消毒を適正に実施していない ・機械器具類等が露出保管され、衛生上に支障がある（水切り中のものは除く）	機械器具類の点検・補修整備	・機械器具類に故障破損等が認められる	機械器具類用洗浄剤の適正使用	・機械器具類の汚れが除去できていない ・洗浄剤の種類、濃度等が適切でない	計器類、殺菌装置等点検・記録	・温度計等の計器類に故障が認められる ・点検記録がない	食品取扱器具類の適正消毒・乾燥	・食品取扱器具類の適切な消毒が行われていない ・消毒後、乾燥させず保管している	手指消毒液の管理	・石けん、消毒液等がない ・手洗い設備が使用できる状態でない	食品、器具・容器の洗浄・消毒設備の清潔	・洗浄設備、消毒設備に汚染が認められる	清掃用機器は専用場所で衛生的保管	・専用の場所に目的別に保管されていない ・清掃用機器の保管が衛生的でない	洗浄剤等の適正使用と食品への混入防止	・洗浄剤、消毒剤等が適切に保管されず、食品への混入の恐れがある	放射線量の確認記録（食品の放射線照射業）	・確認記録がない、又は記録を2年間保存していない	ねずみ及び昆虫対策	繁殖場所の排除、侵入防止	・ねずみ及び昆虫、又はそれらの死骸、糞、足跡等が認められる ・屋外の生ゴミ置場でハエ等が集まっている ・開放する窓に網戸が設置されていない	定期的な駆除・記録	・ねずみ及び昆虫の駆除を実施していない ・実施した駆除作業の記録を1年間保存していない	殺虫剤等による食品、器具・容器の汚染防止	・殺虫剤等の使用時に、食品等への汚染のおそれがある ・ジクロロス蒸散剤等殺虫剤を厨房内、食堂内で使用している	原材料、製品、包装資材の汚染防止	・包装資材が衛生的に保管されていない ・原材料及び包装資材等がねずみ等にかじられた形跡がある、又はねずみ等の糞等が混入している	廃棄物及び排水の取扱い	廃棄物、排水の適正処理	・廃棄物を処理せず、放置している ・排水が滞り、適正な処理が行われていない	廃棄物処理手順の規定	・廃棄物の保管及び廃棄等の処理方法等の手順が規定されていない	廃棄物容器の清潔・密閉	・廃棄物容器の破損、外面の汚れ、悪臭等が認められる ・廃棄物容器を密閉せず、汚液、汚臭が漏れている	廃棄物の保管場所の管理	・廃棄物保管場所が汚液等で汚染されている	使用水の管理等	水道水以外の水質検査の実施・記録	・水質検査を実施していない ・検査記録を1年間保存していない	飲用不適時の届出、指示に基づく措置	・飲用不適の水を使用している ・飲用不適になった場合に、保健所に届出をしていない ・保健所長の指示に従った措置をしていない	貯水槽の清掃、清潔・汚染防止	・1年以内毎に1回清掃をしていない ・貯水槽に雨水が入り込む構造、又は破損があるなど、外部からの汚染防止対策がされていない	滅菌、浄水装置の正常動作確認・記録	・滅菌装置の作動を残留塩素の測定（残留塩素0.1ppm以上）等により確認していない ・浄水装置（細菌用ろ過筒による装置以上の性能のもの）を使用している場合に、年1回細菌検査等により正常動作を確認していない	飲食用水の衛生管理	・製氷のための使用水を管理していない ・製氷機内が、カビ、異物等で汚染されている
項目	内容	チェック基準																																																																																
一般事項	計画的衛生管理	・衛生管理計画が定められていない																																																																																
	洗浄・消毒方法の規定、手順書の作成	・適切な清掃、洗浄、消毒方法及びそれらの手順が規定されていない																																																																																
	能力に応じた食品の取扱	・能力以上の食品の取扱いが認められる ・受注管理が適切でない																																																																																
施設の衛生管理	施設及び周辺の清掃衛生	・作業終了後の清掃が毎日行われず、施設内外の整理が実施されていない																																																																																
	必要のない物品の除去	・器具類以外の製造、加工、調理等に必要のない物品が設置されている																																																																																
	壁、天井、床の清潔	・油污れ、水たまり、カビの発生、塗装のはがれ等が認められる																																																																																
	採光・照明、換気、通風	・採光・照明が十分でなく、衛生管理に支障がある ・作業場内が高湿、多湿で衛生管理に支障がある																																																																																
	動物立入禁止	・作業場内に動物（犬、猫等愛玩動物等で、活魚等食材となる動物は除く）の立入が認められる																																																																																
	窓、出入口の開放禁止	・窓や出入口が開放されている																																																																																
	廃棄物の流出防止と排水溝の整備清掃	・排水溝や、グリストラップ等の清掃を実施していない																																																																																
食品の取扱設備等の衛生管理	便所の清潔・消毒	・便所が不潔で、消毒をしていない																																																																																
	おう吐があった場合の適切な消毒	・おう吐があった場合の適切な消毒が行われていない																																																																																
	機械器具類の専用使用	・まな板等の器具、機械類が目的別に専用で使用されず、衛生上支障がある																																																																																
	機械器具類、分解部品の洗浄・消毒、衛生的保管	・機械器具類、分解部品の洗浄と消毒を適正に実施していない ・機械器具類等が露出保管され、衛生上に支障がある（水切り中のものは除く）																																																																																
	機械器具類の点検・補修整備	・機械器具類に故障破損等が認められる																																																																																
	機械器具類用洗浄剤の適正使用	・機械器具類の汚れが除去できていない ・洗浄剤の種類、濃度等が適切でない																																																																																
	計器類、殺菌装置等点検・記録	・温度計等の計器類に故障が認められる ・点検記録がない																																																																																
	食品取扱器具類の適正消毒・乾燥	・食品取扱器具類の適切な消毒が行われていない ・消毒後、乾燥させず保管している																																																																																
	手指消毒液の管理	・石けん、消毒液等がない ・手洗い設備が使用できる状態でない																																																																																
	食品、器具・容器の洗浄・消毒設備の清潔	・洗浄設備、消毒設備に汚染が認められる																																																																																
	清掃用機器は専用場所で衛生的保管	・専用の場所に目的別に保管されていない ・清掃用機器の保管が衛生的でない																																																																																
	洗浄剤等の適正使用と食品への混入防止	・洗浄剤、消毒剤等が適切に保管されず、食品への混入の恐れがある																																																																																
	放射線量の確認記録（食品の放射線照射業）	・確認記録がない、又は記録を2年間保存していない																																																																																
ねずみ及び昆虫対策	繁殖場所の排除、侵入防止	・ねずみ及び昆虫、又はそれらの死骸、糞、足跡等が認められる ・屋外の生ゴミ置場でハエ等が集まっている ・開放する窓に網戸が設置されていない																																																																																
	定期的な駆除・記録	・ねずみ及び昆虫の駆除を実施していない ・実施した駆除作業の記録を1年間保存していない																																																																																
	殺虫剤等による食品、器具・容器の汚染防止	・殺虫剤等の使用時に、食品等への汚染のおそれがある ・ジクロロス蒸散剤等殺虫剤を厨房内、食堂内で使用している																																																																																
	原材料、製品、包装資材の汚染防止	・包装資材が衛生的に保管されていない ・原材料及び包装資材等がねずみ等にかじられた形跡がある、又はねずみ等の糞等が混入している																																																																																
廃棄物及び排水の取扱い	廃棄物、排水の適正処理	・廃棄物を処理せず、放置している ・排水が滞り、適正な処理が行われていない																																																																																
	廃棄物処理手順の規定	・廃棄物の保管及び廃棄等の処理方法等の手順が規定されていない																																																																																
	廃棄物容器の清潔・密閉	・廃棄物容器の破損、外面の汚れ、悪臭等が認められる ・廃棄物容器を密閉せず、汚液、汚臭が漏れている																																																																																
	廃棄物の保管場所の管理	・廃棄物保管場所が汚液等で汚染されている																																																																																
使用水の管理等	水道水以外の水質検査の実施・記録	・水質検査を実施していない ・検査記録を1年間保存していない																																																																																
	飲用不適時の届出、指示に基づく措置	・飲用不適の水を使用している ・飲用不適になった場合に、保健所に届出をしていない ・保健所長の指示に従った措置をしていない																																																																																
	貯水槽の清掃、清潔・汚染防止	・1年以内毎に1回清掃をしていない ・貯水槽に雨水が入り込む構造、又は破損があるなど、外部からの汚染防止対策がされていない																																																																																
	滅菌、浄水装置の正常動作確認・記録	・滅菌装置の作動を残留塩素の測定（残留塩素0.1ppm以上）等により確認していない ・浄水装置（細菌用ろ過筒による装置以上の性能のもの）を使用している場合に、年1回細菌検査等により正常動作を確認していない																																																																																
	飲食用水の衛生管理	・製氷のための使用水を管理していない ・製氷機内が、カビ、異物等で汚染されている																																																																																

食品衛生責任者の選任等	食品衛生責任者の選任		・食品衛生責任者を選任していない	
	責任者の任務遂行		・不衛生な施設や取り扱いを放置しているなど衛生管理に係る役割を果たしていない	
	知事指定の講習会の受講		・食品衛生責任者補習講習会を受講していない	
衛生管理を実施する班の編成	HACCP導入型	知識及び技術を有する者による班の編成	・班を編成していない ・知識及び技術を有する者により編成していない	
	製品説明書及び製造工程一覧図の作成	HACCP導入型	製品説明書の作成	・製品説明書を作成していない ・原材料等の組成、物理的・化学的性質、殺菌・静菌処理、包装、保存性、保管条件および流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載していない ・想定する使用方法や消費者等を記述していない
製造工程一覧図の作成			・全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成していない	
製造工程一覧図の実際の工程、施設設備との照合			・実際の工程、施設設備と照合していない ・実際の工程、施設設備と一致していない場合の修正を行っていない	
食品等の取扱い	HACCP導入型	危害要因リストの作成、危害原因物質の特定	・製造工程ごとに発生する全ての危害の原因となる物質のリスト（危害要因リスト）を作成していない ・健康に悪影響を及ぼす可能性及び製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質（危害原因物質）を特定していない	
		工程ごとに危害原因物質、管理措置を定め、危害要因リストへ記載	・危害原因物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに危害原因物質及び危害の発生を防止するための措置（管理措置）を定め、危害要因リストに記載していない	
		重要管理点の決定、重要管理点を定めない場合の理由の文書作成	・管理措置の実施状況の継続的な又は相当の頻度の確認（モニタリング）を必要とするもの（重要管理点）を定めていない ・重要管理点を定めないことにつき相当の理由がある場合、その理由を記載した文書を作成していない	
		重要管理点の管理基準設定	・個々の重要管理点について、危害原因物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための基準（管理基準）を設定していない	
		モニタリング方法の設定、実施	・管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷防止のためのモニタリングの方法が設定されていない ・十分な頻度のモニタリングが実施されていない	
		管理措置が不適切な場合の改善措置の実施	・モニタリングの実施により重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないときの改善措置が適切に実施されていない	
		十分な頻度の検証	・HACCPによる食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するための検証が十分な頻度で行われていない	
	従来型	従来型	原材料仕入時の品質、鮮度、表示の点検・記録	・原材料を仕入れた時に、品質、鮮度、賞味期限等を確認し、記録していない
			生鮮食品の冷蔵保存、迅速な製造、加工又は調理	・食品を露出放置し、衛生上に支障がある
			冷蔵庫の汚染防止又は用途別保管	・冷蔵庫内で魚介類、食肉、鶏卵等と調理済み食品、生食用野菜等が密接して保管されている ・食肉等のドリップ等による他の食材への汚染のおそれがある ・冷蔵庫（冷凍庫）内床面がドリップ、食材タズ等で汚染されている
			添加物の適正使用・記録	・添加物の使用状況の記録を保存していない
			食品の特性等に応じた工程の衛生管理	・鶏卵、カキ等食中毒原因物質に汚染されているリスクが高い食品の取り扱いについて、十分な加熱温度、時間を確認していない ・販売、陳列している食品の消費期限、賞味期限が切れている ・適切な温度で保存していない
			重要な工程の衛生管理	・大量調理施設において、調理食品の加熱直後の中心温度が不明 ・加熱後の冷却工程や喫食までの温度、時間の管理が不明
従来型	従来型	取扱食品の区分及び器具等の洗浄・消毒	・調理済食品と原材料の食肉、魚介類等が同じ時間帯に同じ調理台等で調理されている ・調理器具を適正な方法で洗浄・消毒していない	
		器具・容器包装の適正使用	・使用前のトレー等の容器に汚れが認められる	
		異物混入の防止	・食品に毛髪等の混入のおそれがある ・作業場内に、調理に不必要な画びょう、虫ゼン、ホチキス、ペンのキャップ等の異物の原因となる物品がある	
		原材料・製品等のロット管理、衛生状態の記録	・原材料の衛生的保管がなされていない ・製造業者等において、仕入れた原材料のロット管理記録がない ・製造工程におけるロット管理がなされていない	
		製品説明書の作成・保存	・製造業者等で製品説明書を作成していない	
		アレルギー物質の混入防止	・ライン、調理器具等の清掃、洗浄等が未実施又は不十分であり、アレルギー物質が混入するおそれがある	
		おう吐物に汚染された可能性のある食品の廃棄	・おう吐物に汚染された可能性のある食品を廃棄していない	

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新		旧		
危害発生防止のための記録・保存	HACCP導入型	危害分析、重要管理点の決定、管理基準の設定、モニタリングの実施、改善措置の実施、検証についての記録保存	・危害原因物質の特定、管理措置の設定、重要管理点の決定、管理基準の設定、モニタリングの実施、改善措置の実施及び検証について記録していない ・記録を保存していない	
		モニタリング記録への担当者及び責任者の署名	・モニタリングの実施についての記録に、実施した担当者及び責任者の署名がない	
		食品の情報等の記録・保存	・必要と思われる原材料や製品に関する仕入元や販売先などの情報を記録、保存していない	
		記録保存期間の合理的設定	・記録の保存期間について、取り扱う食品等の賞味期限等に応じた合理的な期間を設定していない	
		要請時の記録の提出	・保健所長等から要請があった場合に記録を提出しない	
	従来型	食品の情報等の記録・保存	・必要と思われる原材料や製品に関する仕入先や販売先などの情報を記録、保存していない	
		要請時の記録の提出	・保健所長等から要請があった場合に記録を提出しない	
	定期検査	従来型	製品の定期検査の実施と記録の保存	・製品等の定期検査を実施していない ・検査記録を1年間保存していない
	回収及び廃棄		回収方法・報告手順の作成	・回収時の役割分担、回収方法及び保健所長等への報告について、手順を定めていない
			回収製品の適切な保管及び措置	・回収した製品と他の製品とを区別して保管していない ・保健所長等の指示に従って必要な措置を実施していない
回収情報の公表			・健康被害の発生が疑われる等公表が必要と思われる場合、回収の情報を公表していない	
検査の保存等		検査の保存（そうざい製造業、弁当屋、仕出し屋、旅館等）及び記録の保存	・検査の必要量(50g)を2週間冷凍し、その記録(日時、献立内容)とともに保存していない	
管理運営要領の作成等		管理運営要領の作成、周知徹底	・管理運営要領を作成していない、又は周知していない	
		管理運営要領の見直し	・製品やふき取り検査結果など施設の衛生状態や食品の取扱い状況に基づき、見直しをしていない	
情報の提供		販売食品等の安全性に関する情報提供	・消費者に対し販売食品等の安全性を確保するための情報提供をしていない	
		健康被害・健康被害のおそれがあるものに関する情報等の報告	・消費者等からの健康被害に関する情報（医師の診断に基づくもの）を保健所長に報告していない ・食品衛生法の基準等に適合しない食品等に関する情報を保健所長に報告していない ・異味又は異臭の発生、異物の混入その他の異常であって、健康被害につながるおそれのあるものに関する情報を保健所長に報告していない	
食品取扱者等の衛生管理		食品取扱者の健康診断	・労働安全衛生法に基づく検診を受けていない（記録の確認、年1回以上）	
		検便	・食品取扱者全員及び作業場に入室する者が検便を受けていない（アルバイト、パートも含む） ・6月以内に検便を受けていない	
		食品取扱者の疾病等報告	・体調を崩したときの診断の結果、飲食物を介して感染が広がるおそれがあった場合に、営業者又は食品衛生責任者に報告していない	
		食品取扱者の手指洗浄・消毒、適切な手袋の使用	・作業前、用便後及び作業中に手指の汚染のおそれがあった場合に、手指の洗浄・消毒をしていない（手指消毒液、ペーパータオルの使用量等から確認する） ・使い捨て手袋を使用する場合、同様に手袋の交換をしていない。	
		作業場専用の外衣・帽子・はき物の使用	・作業場内で、清潔で専用の外衣等を着用していない ・作業着を着用したまま汚染区域（便所を含む）に立ち入る	
		指輪・時計等の作業場内への持ち込み禁止	・指輪や時計等はずしてしていない	
		食品取扱者の爪の管理	・爪が長く、不衛生である ・マニキュア等をつけて調理、製造に携わっている	
		作業場内での着替え、喫煙、放たん、食事等の禁止	・作業場内で、着替え、喫煙、放たん、食事等をしている	
		食品取扱者以外の立入は前4項目及び手指の洗浄・消毒の遵守	・原材料等の搬入業者等の関係者が作業場に入るときに、不衛生であり、また手指の洗浄・消毒をしていない ・部外者用の履物が用意していない。	
		食品取扱者等の衛生教育		食品衛生責任者による衛生教育の実施（食品の衛生的な取扱方法、適切な手洗いの方法、健康管理等）
洗浄剤、消毒剤等の適切な取扱いの教育実施	・洗浄剤や消毒剤などの取扱い方法について、教育を実施していない			
運搬		車両、容器等の清潔保持・補修	・車両、コンテナ、容器等が清潔で衛生的でない、又は洗浄・消毒を実施していない ・補修がされていない	
		食品以外との区分及び汚染防止	・食品以外のものを食品と一緒に運搬する場合に区画がされていない ・区画がない場合、汚染防止の措置をしていない	
		ほこり等による汚染防止	・食品等が露出し、ほこり等で汚染するおそれがある	
		車両、容器等の洗浄	・異なる食品の運搬後に洗浄をしていない ・洗浄方法が定められていない（洗浄場所・洗浄方法）	
		温度、時間の管理	・温度計の点検をしていない ・食品の特性にあった運搬時の温度、時間を考慮していない	

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>別記様式第1号（営業停止・禁止・許可の取消し命令書）</p> <p style="text-align: center;">長野県 保健所達（年次）（記号）第 号</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (法人にあっては、法人名及び代表者氏名)</p> <p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条の規定により、次のとおり営業（営業の一部）の停止・禁止・許可の取消しを命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">長野県 保健所長（氏 名）</p> <p>1 営業所所在地 2 営業所の名称 3 営業の種類 4 許可年月日 年 月 日 5 営業許可指令番号 長野県指令第（番号）号 6 行政処分の内容 営業の停止 年 月 日から (停止の場合) 年 月 日まで 日間 7 営業の停止・禁止・許可の取消しの範囲（一部の場合） 8 理由（処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。）</p> <p>< 教示 > この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。 この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p>	<p>別記様式第1号（営業停止・禁止・許可の取消し命令書）</p> <p style="text-align: center;">長野県 保健所達（年次）（記号）第 号</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (法人にあっては、法人名及び代表者氏名)</p> <p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）<u>・食品衛生に関する条例（昭和25年長野県条例第55号）</u>第 条の規定により、次のとおり営業（営業の一部）の停止・禁止・許可の取消しを命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">長野県 保健所長（氏 名）</p> <p>1 営業所所在地 2 営業所の名称 3 営業の種類 4 許可年月日 年 月 日 5 営業許可指令番号 長野県指令第（番号）号 6 行政処分の内容 営業の停止 年 月 日から (停止の場合) 年 月 日まで 日間 7 営業の停止・禁止・許可の取消しの範囲（一部の場合） 8 理由（処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。）</p> <p>< 教示 > この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。 この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>別記様式第1号の2（食事の供給停止・禁止命令書） 長野県 保健所達（年次）（記号）第 号</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (法人にあっては、法人名及び代表者氏名)</p> <p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）<u>第68条第3項の規定により準用される同法第 条の規定により、次のとおり食事の供給の停止・禁止を命じます。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">長野県 保健所長 （氏 名）</p> <p>1 食事の供給施設所在地 2 食事の供給施設の名称 3 食事の供給停止期間 年 月 日から (停止の場合) 年 月 日まで 日間 4 理由（処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。）</p> <p>< 教示 > この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。 この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p>	<p>別記様式第1号の2（食事の供給停止・禁止命令書） 長野県 保健所達（年次）（記号）第 号</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (法人にあっては、法人名及び代表者氏名)</p> <p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条の規定により、次のとおり食事の供給の停止・禁止を命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">長野県 保健所長 （氏 名）</p> <p>1 食事の供給施設所在地 2 食事の供給施設の名称 3 食事の供給停止期間 年 月 日から (停止の場合) 年 月 日まで 日間 4 理由（処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。）</p> <p>< 教示 > この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。 この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>別記様式第2号（廃棄命令書）</p> <p>長野県 保健所達（年次）（記号）第 号</p> <p>住 所 氏 名 （法人にあっては、法人名及び代表者氏名）</p> <p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第59条の規定に基づき次のとおり廃棄を命じます。</p> <p>年 月 日</p> <p>長野県 保健所長（氏 名）</p> <p>1 違反品名（名称、形態、内容量、賞味（消費）期限、ロット番号等の違反食品等を特定する情報） 2 廃棄数量 3 廃棄年月日時 年 月 日 時 4 廃棄方法 5 理由（処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。）</p> <p><教示> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p> <p>この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p>	<p>別記様式第2号（廃棄命令書）</p> <p>長野県 保健所達（年次）（記号）第 号</p> <p>住 所 氏 名 （法人にあっては、法人名及び代表者氏名）</p> <p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条の規定に基づき次のとおり廃棄を命じます。</p> <p>年 月 日</p> <p>長野県 保健所長（氏 名）</p> <p>1 違反品名（名称、形態、内容量、賞味（消費）期限、ロット番号等の違反食品等を特定する情報） 2 廃棄数量 3 廃棄年月日時 年 月 日 時 4 廃棄方法 5 理由（処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。）</p> <p><教示> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p> <p>この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>別記様式第3号（措置命令書）</p> <p>長野県 保健所達（年次）（記号）第 号</p> <p>住 所 氏 名 （法人にあっては、法人名及び代表者氏名）</p> <p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第59条の規定に基づき次のとおり食品衛生上の危害を除去するために必要な措置をとることを命じます。</p> <p>年 月 日</p> <p>長野県 保健所長（氏 名）</p> <p>（販売、使用及び移動禁止の場合は、対象となる物品の品名、形態、容量、賞味（消費）期限、ロット番号、数量、保管場所等を記載する。）</p> <p>（理由）（処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。）</p> <p>< 教示 > この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。 この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p>	<p>別記様式第3号（措置命令書）</p> <p>長野県 保健所達（年次）（記号）第 号</p> <p>住 所 氏 名 （法人にあっては、法人名及び代表者氏名）</p> <p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条の規定に基づき次のとおり食品衛生上の危害を除去するために必要な措置をとることを命じます。</p> <p>年 月 日</p> <p>長野県 保健所長（氏 名）</p> <p>（販売、使用及び移動禁止の場合は、対象となる物品の品名、形態、容量、賞味（消費）期限、ロット番号、数量、保管場所等を記載する。）</p> <p>（理由）（処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。）</p> <p>< 教示 > この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。 この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>別記様式第4号（回収命令書）</p> <p>長野県 保健所達（年次）（記号）第 号</p> <p>住 所 氏 名 （法人にあっては、法人名及び代表者氏名）</p> <p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第59条の規定に基づき次のとおり回収を命じます。</p> <p>年 月 日</p> <p>長野県 保健所長（氏 名）</p> <p>1 違反品名（名称、形態、内容量、賞味（消費）期限及びロット番号等の違反食品等を特定する情報）</p> <p>2 回収年月日 年 月 日まで</p> <p>3 理由（処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。）</p> <p><教示> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。 この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p>	<p>別記様式第4号（回収命令書）</p> <p>長野県 保健所達（年次）（記号）第 号</p> <p>住 所 氏 名 （法人にあっては、法人名及び代表者氏名）</p> <p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条の規定に基づき次のとおり回収を命じます。</p> <p>年 月 日</p> <p>長野県 保健所長（氏 名）</p> <p>1 違反品名（名称、形態、内容量、賞味（消費）期限及びロット番号等の違反食品等を特定する情報）</p> <p>2 回収年月日 年 月 日まで</p> <p>3 理由（処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。）</p> <p><教示> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。 この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>別記様式第 5 号 (改善命令書)</p> <p style="text-align: right;">長野県 保健所達 (年次) (記号) 第 号</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (法人にあっては、法人名及び代表者氏名)</p> <p>食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 61 条の規定に基づき次のとおり施設の改善を命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">長野県 保健所長 (氏 名)</p> <p>1 営業所所在地 2 営業所の名称、屋号又は商号 3 営業の種類 4 許可年月日 年 月 日 長野県 保健所指令 保第 号 5 理由 (処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。)</p> <p>6 改善内容</p> <p>7 改善期限 年 月 日まで</p> <p>< 教示 > この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる (処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除く。)</p> <p>この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除く。)</p> <p>ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならない (裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除く。)</p>	<p>別記様式第 5 号 (改善命令書)</p> <p style="text-align: right;">長野県 保健所達 (年次) (記号) 第 号</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (法人にあっては、法人名及び代表者氏名)</p> <p>食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 56 条・<u>食品衛生に関する条例 (昭和 25 年長野県条例第 55 号) 第 5 条</u>の規定に基づき次のとおり施設の改善を命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">長野県 保健所長 (氏 名)</p> <p>1 営業所所在地 2 営業所の名称、屋号又は商号 3 営業の種類 4 許可年月日 年 月 日 長野県 保健所指令 保第 号 5 理由 (処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。)</p> <p>6 改善内容</p> <p>7 改善期限 年 月 日まで</p> <p>< 教示 > この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる (処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除く。)</p> <p>この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除く。)</p> <p>ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならない (裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除く。)</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>別記様式第5号の2 (改善命令書)</p> <p style="text-align: right;">長野県 保健所達 (年次) (記号) 第 号</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (法人にあっては、法人名及び代表者氏名)</p> <p>食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 <u>61</u> 条の規定に基づき次のとおり施設の改善を命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">長野県 保健所長 (氏 名)</p> <p>1 食事の供給施設所在地 2 食事の供給施設の名称 3 開設年月日 年 月 日 4 理由 (処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。) 5 改善内容</p> <p>6 改善期限 年 月 日まで</p> <p>< 教示 > この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる (処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。) この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる (処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。) ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない (裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)</p>	<p>別記様式第5号の2 (改善命令書)</p> <p style="text-align: right;">長野県 保健所達 (年次) (記号) 第 号</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (法人にあっては、法人名及び代表者氏名)</p> <p>食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 <u>56</u> 条の規定に基づき次のとおり施設の改善を命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">長野県 保健所長 (氏 名)</p> <p>1 食事の供給施設所在地 2 食事の供給施設の名称 3 開設年月日 年 月 日 4 理由 (処分を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。) 5 改善内容</p> <p>6 改善期限 年 月 日まで</p> <p>< 教示 > この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる (処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。) この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる (処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。) ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない (裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
別記様式第6号 略	

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
別記様式第7号 略	

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>別記様式第 8 号（聴聞について（通知））</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">長野県 保健所長 （氏 名）</p> <p style="text-align: center;">聴聞について（通知）</p> <p>下記のとおり不利益処分を行う予定です。 については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 1 号の規定により聴聞を行うので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令（条例）の条項</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 処分の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 根拠法令</p> <p style="padding-left: 40px;">食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 条第 項</p> <p>2 処分の原因となる事実</p> <p>3 聴聞の期日及び場所</p> <p>4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p> <p>（教示） 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</p>	<p>別記様式第 8 号（聴聞について（通知））</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">長野県 保健所長 （氏 名）</p> <p style="text-align: center;">聴聞について（通知）</p> <p>下記のとおり不利益処分を行う予定です。 については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）・<u>長野県行政手続条例（平成 8 年 3 月 25 日条例第 1 号）</u>第 13 条第 1 項第 1 号（<u>第 14 条第 1 項第 1 号</u>）の規定により聴聞を行うので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令（条例）の条項</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 処分の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 根拠法令</p> <p style="padding-left: 40px;">食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 条第 項</p> <p><u>（食品衛生に関する条例（昭和 25 年長野県条例第 55 号）第 条第 項）</u></p> <p>2 処分の原因となる事実</p> <p>3 聴聞の期日及び場所</p> <p>4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p> <p>（教示） 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>別記様式第9号（弁明の機会の付与について（通知））</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">長野県 保健所長（氏 名）</p> <p style="text-align: center;">弁明の機会の付与について（通知）</p> <p>下記のとおり不利益処分を行う予定です。 ついては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、弁明書を提出することができますので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項</p> <p> (1) 処分の内容</p> <p> (2) 根拠法令</p> <p style="padding-left: 2em;">食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条第 項</p> <p>2 処分の原因となる事実</p> <p>3 弁明書の提出期限及び提出先</p> <p> (年月日)</p> <p> (住所地)</p> <p> (保健所名等)</p>	<p>別記様式第9号（弁明の機会の付与について（通知））</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">長野県 保健所長（氏 名）</p> <p style="text-align: center;">弁明の機会の付与について（通知）</p> <p>下記のとおり不利益処分を行う予定です。 ついては、行政手続法（平成5年法律第88号）<u>・長野県行政手続条例（平成8年3月25日条例第1号）第13条第1項第2号（第14条第1項第2号）</u>の規定により、弁明書を提出することができますので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令 <u>（条例）</u> の条項</p> <p> (1) 処分の内容</p> <p> (2) 根拠法令</p> <p style="padding-left: 2em;">食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条第 項</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>食品衛生に関する条例（昭和25年長野県条例第55号）第 条第 項</u></p> <p>2 処分の原因となる事実</p> <p>3 弁明書の提出期限及び提出先</p> <p> (年月日)</p> <p> (住所地)</p> <p> (保健所名等)</p>